

新	旧	備考																
<p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043 沿革 (略) <u>令和3年3月18日 一部改正</u></p> <p>海外投資（株式等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009。以下「約款（株）」という。）第39条及び海外投資（不動産等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00010。以下「約款（不）」という。）第38条の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項について、下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	<p style="text-align: center;">海外投資保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00043 沿革 (略)</p> <p>海外投資（株式等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00009。以下「約款（株）」という。）第39条及び海外投資（不動産等）保険約款（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00010。以下「約款（不）」という。）第38条の規定に基づいて、海外投資保険の申込みその他保険契約に関する手続的な事項について、下記のとおり定める。</p> <p style="text-align: center;">記</p>																	
<p>第1条～第28条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 この改正は、令和3年1月18日から実施する。 <u>附 則</u> この改正は、<u>令和3年4月1日から実施する。</u></p>	<p>第1条～第28条 (略)</p> <p style="text-align: center;">附 則 この約款は、令和3年1月18日から実施する。</p>																	
<p>別表1～別表3 (略)</p>	<p>別表1～別表3 (略)</p>																	
<p>別表4 (第17条第1項第1号関係)</p> <p style="text-align: center;">約款（株）第2条のてん補危険の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">提出書類</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 保険金請求書</td> <td>別紙様式による保険金請求書</td> </tr> <tr> <td>2. 保険金請求経緯書</td> <td>別紙様式による保険金請求経緯書</td> </tr> <tr> <td>3. 損失額を確認</td> <td>(1) 約款（株）第2条第1項第1号、第2号、第</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	備考	1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書	2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書	3. 損失額を確認	(1) 約款（株）第2条第1項第1号、第2号、第	<p>別表4 (第17条第1項第1号関係)</p> <p style="text-align: center;">約款（株）第2条のてん補危険の場合</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 50%;">提出書類</th> <th style="width: 50%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 保険金請求書</td> <td>別紙様式による保険金請求書</td> </tr> <tr> <td>2. 保険金請求経緯書</td> <td>別紙様式による保険金請求経緯書</td> </tr> <tr> <td>3. 損失額を確認</td> <td>(1) 約款（株）第2条第1項第1号、第2号、第</td> </tr> </tbody> </table>	提出書類	備考	1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書	2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書	3. 損失額を確認	(1) 約款（株）第2条第1項第1号、第2号、第	
提出書類	備考																	
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書																	
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書																	
3. 損失額を確認	(1) 約款（株）第2条第1項第1号、第2号、第																	
提出書類	備考																	
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書																	
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書																	
3. 損失額を確認	(1) 約款（株）第2条第1項第1号、第2号、第																	

新	新	旧	旧	備考
できる書類	<p>3号又は第4号に該当する事由による保険事故の場合</p> <p>① 約款(株)第4条第1項の直前評価額を証するものとして、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類</p> <p>(イ) 被保険投資の相手方の監査済財務諸表等の写し(約款(株)第2条第1項第1号の事由又は第2号から第4号までの損害が発生する前の直近のもの。以下(ロ)において同じ。)</p> <p>(ロ) 上記(イ)の提出が困難な場合は、被保険者の財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方の未監査財務諸表等の写し</p> <p>(ハ) 上記(イ)及び(ロ)の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めたその他の資料(上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方の未監査財務諸表等、出資金の払い込みを証する書類、<u>公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書</u>など)</p> <p>② 約款(株)第4条第3項の直後評価額を証するものとして、次の(イ)から(ハ)までのいずれかに定める書類</p> <p>(イ) 被保険投資の相手方の監査済財務諸表等の写し(当該事由の発生した後であって最も当該発生した時点に近いもの。以下(ロ)において同じ。)</p> <p>(ロ) <u>上記(イ)の提出が困難な場合は、被保険者の監査済財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方の未監査財務諸表等の写し</u></p> <p>(ハ) <u>事業地国の治安の悪化により公認会計士の証明又は書類の回収を行うことができ</u></p>	できる書類	<p>3号又は第4号に該当する事由による保険事故の場合</p> <p>① 約款(株)第4条第1項の<u>修正前直前</u>評価額を証するものとして、次の<u>イ</u>から<u>ハ</u>までのいずれかに定める書類</p> <p><u>イ</u>被保険投資の相手方の監査済財務諸表等の写し(約款(株)第2条第1項第1号の事由又は第2号から第4号までの損害が発生する前の直近のもの。以下<u>ロ</u>において同じ。)</p> <p><u>ロ</u>上記<u>イ</u>の提出が困難な場合は、被保険者の財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方の未監査財務諸表等の写し</p> <p><u>ハ</u>上記<u>イ</u>及び<u>ロ</u>の提出が困難な場合は、日本貿易保険が特に認めたその他の資料(上記<u>ロ</u>に該当しない被保険投資の相手方の未監査財務諸表等、出資金の払い込みを証する書類など)</p> <p>② 約款(株)第4条第3項の<u>修正前直後</u>評価額を証するものとして、次の<u>イ</u>から<u>ハ</u>までのいずれかに定める書類</p> <p><u>イ</u>被保険投資の相手方の監査済財務諸表等の写し(当該事由の発生した後であって最も当該発生した時点に近いもの。以下<u>ロ</u>において同じ。)</p> <p><u>ロ</u>被保険者の監査済財務諸表等の作成の基礎となる被保険投資の相手方の未監査財務諸表等の写し</p> <p><u>ハ</u>事業地国の治安の悪化により公認会計士の証明又は書類の回収を行うことができない場合など、上記<u>イ</u>又は<u>ロ</u>の提出が困難であ</p>	

新	新	旧	旧	備考
	<p>ない場合など、上記(イ)又は(ロ)の提出が困難であると日本貿易保険が認める場合は、その他の資料（上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方の未監査財務諸表等、<u>公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書</u>など。）</p> <p>(2) 約款（株）第2条第1項第5号に該当する事由による保険事故の場合は、送金不能額を証する書類</p> <p>(3) てん補すべき額を算定する基準となる各時点における被保険者の出資比率</p> <p>(4) <u>約款（株）第3条第1項第2号若しくは第3項第1号に規定する取得金若しくは取得可能金、同約款第3条第1項第3号、第2項第3号、若しくは第3項第2号に規定する回収した金額、同約款第3条第2項第1号に規定される支出を要しなくなった金額、又は同約款第3条第2項第2号に規定する支出した金額（以下、別表4において「取得金等」という。）がある場合は、それらを証するものとして、次の①から④の書類</u></p> <p>① <u>取得金等が金銭又は金銭債権である場合は、当該控除対象金銭等の金額が確認できる書類（銀行が発行する入金の確認可能な書類等）</u></p> <p>② <u>上記①において日本貿易保険以外の保険会社等の保険による取得金等がある場合は、当該保険の契約内容を確認できる書類、当該保険における事故レポート、及び受領済み又は受領見込みの保険金の額が分かる書類</u></p> <p>③ <u>取得金等が金銭又は金銭債権でない場合は、当該取得金等の額が分かる書類</u></p> <p>④ <u>その他日本貿易保険が取得金等の確認をするにあたり必要と認めた書類</u></p>		<p>ると日本貿易保険が認める場合は、その他の資料（上記(ロ)に該当しない被保険投資の相手方の未監査財務諸表等。）</p> <p>(2) 約款（株）第2条第1項第5号に該当する事由による保険事故の場合は、送金不能額を証する書類</p> <p>(3) てん補すべき額を算定する基準となる各時点における被保険者の出資比率</p>	

新		旧		備考
4. <u>運用規程第18</u> 条に規定する事象を確認できる書類	運用規程第18条に規定する事象による調整を行う場合	4. <u>約款(株)第4</u> 条に規定する <u>重要な事象</u> を確認できる書類	約款(株)第4条に規定する <u>重要な事象</u> による調整を行う場合	
5. 保険事故を確認できる書類	<p>(1) 約款(株)第2条第1項第1号又は第4号に該当する事由による保険事故については、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類</p> <p>(2) 約款(株)第2条第1項第2号に該当する事由による保険事故については、被保険投資の相手方が損害を受けた戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱の事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及び被保険投資の相手方について事業不能等が生じたことを証する書類</p> <p>(3) 約款(株)第2条第1項第3号に該当する事由による保険事故については、被保険投資の相手方が損害を受けた同号イからホまでのいずれかに該当する事実を報道した新聞記事等の写し等当該事実を証する書類及び被保険投資の相手方について事業不能等が生じたことを証する書類</p> <p>(4) 約款(株)第2条第1項第5号に該当する事由による保険事故については、同号イからホまでのいずれかに該当する事実を証する書類(当該規制及び措置に関する法令、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等)</p> <p>(5) 約款(株)第2条第1項第6号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証</p>	5. 保険事故を確認できる書類	<p>(1) 約款(株)第2条第1項第1号又は第4号に該当する事由による保険事故については、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類</p> <p>(2) 約款(株)第2条第1項第2号に該当する事由による保険事故については、被保険投資の相手方が損害を受けた戦争、革命、テロ行為その他の内乱、暴動又は騒乱の事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及び被保険投資の相手方について事業不能等が生じたことを証する書類</p> <p>(3) 約款(株)第2条第1項第3号に該当する事由による保険事故については、被保険投資の相手方が損害を受けた同号イからホまでのいずれかに該当する事実を報道した新聞記事等の写し等当該事実を証する書類及び被保険投資の相手方について事業不能等が生じたことを証する書類</p> <p>(4) 約款(株)第2条第1項第5号に該当する事由による保険事故については、同号イからホまでのいずれかに該当する事実を証する書類(当該規制及び措置に関する法令、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等)</p> <p>(5) 約款(株)第2条第1項第6号に該当する事由による保険事故については、現地裁判所の公告、破産管財人の決定等、手続の開始を証</p>	

新		旧		備考
	する書類		する書類	
6. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	損失防止軽減措置を実施したことを証する書類	6. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	損失防止軽減措置を実施したことを証する書類	
7. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合（保険の目的のみに質権若しくは譲渡担保権が設定されている場合又は再投資先企業の株式若しくは再投資先企業向け貸付金債権に質権若しくは譲渡担保権が設定されている場合は、当該各担保権の状況に関する請求者からの説明のみとし、委任状又は同意書は不要。）	7. 質権者又は譲渡担保権者からの委任状又は同意書	質権又は譲渡担保が設定されており、当該質権者又は譲渡担保権者以外の者が請求者である場合（保険の目的のみに質権若しくは譲渡担保権が設定されている場合又は再投資先企業の株式若しくは再投資先企業向け貸付金債権に質権若しくは譲渡担保権が設定されている場合は、当該各担保権の状況に関する請求者からの説明のみとし、委任状又は同意書は不要。）	
8. 保険証券	(1) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本 (2) 上記(1)において被保険投資の内容の変更により変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本	8. 保険証券	(3) 質権者又は譲渡担保権者が請求する場合は、保険証券の原本 上記(1)において被保険投資の内容の変更により変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本	
9. <u>他の保険の請求状況を確認できる書類</u>	<u>被保険投資について、日本貿易保険以外の保険会社等との間で貿易保険と同様なてん補範囲となる保険が重複して締結されている場合は、その契約内容を確認できる書類</u>			
注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。		注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。		
別表5（第17条第1項第2号関係）		別表5（第17条第1項第2号関係）		
約款（不）第2条のてん補危険の場合		約款（不）第2条のてん補危険の場合		
提出書類	備考	提出書類	備考	
1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書	1. 保険金請求書	別紙様式による保険金請求書	
2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書	2. 保険金請求経緯書	別紙様式による保険金請求経緯書	

新	新	旧	備考
3. 損失額を確認できる書類	<p>(1) 約款 (不) 第2条第1号、第2号又は第3号に該当する事由による保険事故の場合</p> <p>① 約款 (不) 第3条第1項の事故権利等について直前に評価した額を証するものとして、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに定める書類</p> <p>(イ) 被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類の写し (公認会計士等が当該書類の適正性を保証したものであって、約款 (不) 第2条第1号の事由又は第2号若しくは第3号の損害が発生する前の直近のもの。)</p> <p>(ロ) <u>事業地国の治安の悪化により公認会計士等の証明又は書類の回収を行うことができない場合など、上記(イ)の提出が困難な場合は、その他の資料 (公認会計士等が作成した合意された手続実施結果報告書など。)</u></p> <p>② 約款 (不) 第3条第1項の事故権利等について直後に評価した額を証するものとして、次の(イ)又は(ロ)のいずれかに定める書類</p> <p>(イ) 被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類の写し (公認会計士等が当該書類の適正性を保証したものであって、当該事由の発生した後の最も時点の近いもの。)</p> <p>(ロ) 事業地国の治安の悪化により公認会計士の証明又は書類の回収を行うことができない場合など、上記(イ)の提出が困難な場合は、その他の資料 (公認会計士等が作成した合意された手続実施結果</p>	<p>3. 損失額を確認できる書類</p> <p>(1) 約款 (不) 第2条第1号、第2号又は第3号に該当する事由による保険事故の場合</p> <p>① 約款 (不) 第3条第1項の事故権利等について直前に評価した額を証するものとして、被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類 (公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものに限る。) であって、約款 (不) 第2条第1号の事由又は第2号若しくは第3号の損害が発生する前の直近のもの</p> <p>② 約款 (不) 第3条第1項の事故権利等について直後に評価した額を証するものとして、次のイ又はロのいずれかに定める書類</p> <p><u>イ</u>被保険者の財産目録若しくは鑑定評価書又はこれに準ずる書類の写し (公認会計士又はこれに準ずる者の証明したものであって、当該事由の発生した後の最も時点の近いもの。)</p> <p><u>ロ</u>事業地国の治安の悪化により公認会計士の証明又は書類の回収を行うことができない場合など、上記イの提出が困難な場合は、その他の資料</p>	

新		旧		備考
	<p>報告書など。)</p> <p>(2) 約款 (不) 第2条第4号に該当する事由による保険事故の場合は、送金不能額を証する書類</p> <p>(3) <u>約款 (不) 第3条第1項第2号に規定する取得金若しくは取得可能金、同約款第3条第1項第3号若しくは第2項第3号に規定する回収した金額、同約款第3条第2項第1号に規定する支出を要しなくなった金額、又は同約款第3条第2項第3号に規定する支出した金額 (以下、別表5において「取得金等」という。) がある場合は、それらを証するものとして、次の①から④の書類</u></p> <p>① <u>取得金等が金銭又は金銭債権である場合は、当該控除対象金銭等の金額が確認できる書類 (銀行が発行する入金の確認可能な書類等)</u></p> <p>② <u>上記①において日本貿易保険以外の保険会社等の保険による取得金等がある場合は、当該保険の契約内容を確認できる書類、当該保険における事故レポート、及び受領済み又は受領見込みの保険金の額が分かる書類</u></p> <p>③ <u>取得金等が金銭又は金銭債権でない場合は、当該取得金等の額が分かる書類</u></p> <p>④ <u>その他日本貿易保険が取得金等の確認をするにあたり必要と認めた書類</u></p>		<p>(2) 約款 (不) 第2条第4号に該当する事由による保険事故の場合は、送金不能額を証する書類</p>	
4. 保険事故を確認できる書類	<p>(1) 約款 (不) 第2条第1号に該当する事由による保険事故については、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類</p> <p>(2) 約款 (不) 第2条第2号に該当する事由による保険事故については、不動産に関する権利等が損害を受けた戦争、革命、テロ行為その</p>	4. 保険事故を確認できる書類	<p>(1) 約款 (不) 第2条第1号に該当する事由による保険事故については、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類</p> <p>(2) 約款 (不) 第2条第2号に該当する事由による保険事故については、不動産に関する権利等が損害を受けた戦争、革命、テロ行為その</p>	

新		旧		備考
	<p>他の内乱、暴動又は騒乱の事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及び不動産に関する権利等を事業の用に供することができなくなったことを証する書類</p> <p>(3) 約款（不）第2条第3号に該当する事由による保険事故については、同号イからホまでのいずれかに該当する事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及び不動産に関する権利等を事業の用に供することができなくなったことを証する書類</p> <p>(4) 約款（不）第2条第4号に該当する事由による保険事故については、同号イからホまでのいずれかに該当する事実を証する書類（当該規制及び措置に関する法令、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等）</p>		<p>他の内乱、暴動又は騒乱の事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及び不動産に関する権利等を事業の用に供することができなくなったことを証する書類</p> <p>(3) 約款（不）第2条第3号に該当する事由による保険事故については、同号イからホまでのいずれかに該当する事実を報道した新聞記事の写し等当該事実を証する書類及び不動産に関する権利等を事業の用に供することができなくなったことを証する書類</p> <p>(4) 約款（不）第2条第4号に該当する事由による保険事故については、同号イからホまでのいずれかに該当する事実を証する書類（当該規制及び措置に関する法令、当該事実に関する外国政府等による宣言、当該事実を報道した新聞記事の写し等）</p>	
5. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	損失防止軽減措置を実施したことを証する書類	5. 損失防止軽減義務の履行を確認できる書類	損失防止軽減措置を実施したことを証する書類	
6. 担保権者からの委任状又は同意書	担保権が設定されており、当該担保権者以外の者が請求者である場合（保険の目的のみに担保権が設定されている場合は、当該担保権の状況に関する請求者からの説明のみとし、委任状又は同意書は不要。）	6. 担保権者からの委任状又は同意書	担保権が設定されており、当該担保権者以外の者が請求者である場合（保険の目的のみに担保権が設定されている場合は、当該担保権の状況に関する請求者からの説明のみとし、委任状又は同意書は不要。）	
7. 保険証券	<p>(1) 担保権者が請求者である場合は、保険証券の原本</p> <p>(2) 上記(1)において被保険投資の内容の変更により変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本</p>	7. 保険証券	<p>(1) 担保権者が請求者である場合は、保険証券の原本</p> <p>(2) 上記(1)において被保険投資の内容の変更により変更承認証が発行された場合は、当該変更承認証の原本</p>	
8. <u>他の保険の請求状況を確認できる書類</u>	<u>被保険投資について、日本貿易保険以外の保険会社等との間で貿易保険と同様な補範囲となる保険が重複して締結されている場合は、その契</u>			

新	旧	備考		
<table border="1"><tr><td data-bbox="94 156 365 199"></td><td data-bbox="365 156 976 199"><u>約内容を確認できる書類</u></td></tr></table> <p>注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。</p>		<u>約内容を確認できる書類</u>	<p>注：ただし、上記提出書類は日本貿易保険が認めた場合に限り他の書類で代替することができる。</p>	
	<u>約内容を確認できる書類</u>			